

逗子市庁舎広告付き AED（自動体外式除細動器）の設置事業者の選考に関する要領

1. 目的

この選考要領は、逗子市庁舎広告付き AED（自動体外式除細動器）の設置事業の広告事業者を選考するにあたり、厳正かつ公平に行うため、選考委員会を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

2. 所掌事項

この事業のために提出された企画提案書の審査を行い、広告事業者を選考すること。

3. 組織

- (1) 選考委員は、委員若干名をもって組織する。
- (2) 選考委員に委員長を置き、委員長は管財契約課長をもって充てる。
- (3) 委員は、管財契約課職員をもって充てる。

4. 審査基準

	評価項目	評価内容	配点	評価手法
1	AED の仕様	設置する AED は機器の仕様を満たしているか。 設置機器に使用以上の付加機能が備わっているか。 機器の仕様について分かりやすく記載されているか。	40	①
2	広告の運用方法	市民にとって見やすい広告の表示ができているか。 広告主の募集方針や掲載方法は適切であるか。 苦情やトラブルに対処できる体制が整えられているか。	20	②
3	AED の維持管理	保守管理が適切に実施できる体制か。 故障や緊急時に適切な対応が可能か。	20	②
4	事業者の信頼性	他の地方自治体における同様の事業実績があるか。 組織として十分な基盤と体制が整えられているか。 運用開始までに十分なスケジュールが確保されているか。	10	③
5	広告料	市にとって十分な財源確保の効果があるか。	10	③

企画提案書に基づき、評価内容について以下の 4 段階で評価する。

評価手法①	評価手法②	評価手法③
<ul style="list-style-type: none"> ・最も優れた AED である【40】 ・優れた AED である【30】 ・仕様通りの AED である【20】 ・劣っている【0】 	<ul style="list-style-type: none"> ・最も優れている【20】 ・優れている【15】 ・問題ない【10】 ・劣っている【5】 	<ul style="list-style-type: none"> ・最も優れている【10】 ・優れている【5】 ・問題ない【3】 ・劣っている【0】